

# 消費生活相談会カレンダー

協定を結んでいますので、かつらぎ町にお住いの方でも、橋本市、九度山町、高野町において実施される消費生活相談会をご利用できます。お気軽にご相談ください！

## かつらぎ町 原則第1火曜日

4月 4日(火)  
 5月 2日(火)  
 6月 6日(火) かつらぎ町役場  
 7月 4日(火)  
 8月 1日(火) 相談時間  
 9月 5日(火) 午後1時～4時

## 橋本市 第3火曜日

4月18日(火)  
 5月16日(火) 橋本市役所  
 6月20日(火) 消費生活センター  
 7月18日(火)  
 8月15日(火) 相談時間  
 9月19日(火) 午後1時～4時

## 九度山町 第4火曜日

4月25日(火)  
 5月23日(火) 九度山町  
 6月27日(火) ふるさとセンター  
 7月25日(火)  
 8月22日(火) 相談時間  
 9月26日(火) 午後1時～4時

## 高野町 第2火曜日

4月11日(火)  
 5月 9日(火) 高野町役場  
 6月13日(火)  
 7月11日(火) 相談時間  
 8月 8日(火) 午後1時～4時  
 9月12日(火)

一人で悩まず相談しましょう

## 消費者ホットライン 188

消費者ホットライン188は、全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内します。

大切なのは、すぐに相談することです。  
 困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン「いやや」(局番なしの188)」までお電話を。

かつらぎ町消費生活相談窓口  
 【相談ダイヤル】0736-22-0300  
 8:30～17:15  
 (土日、祝日、年末年始は除く。)

和歌山県消費生活センター  
 【相談ダイヤル】073-433-1551  
 平日 9:00～17:00  
 土・日 10:00～16:00(電話相談のみ)  
 (祝日、年末年始は除く。)

消費者被害の防止に！

## 「自動通話録音機」無料で貸出します

振込め詐欺などの特殊詐欺被害や悪質商法などによる消費者被害を未然に防止するため、警告メッセージと録音機能がついた「自動通話録音機」を貸出します。

- 【対象者】①町内にお住まいの65歳以上でひとり暮らし、  
または65歳以上の方だけで構成される世帯  
②機器を設置できる固定電話をお持ちの方  
③緊急通報装置を固定電話に接続していない方

問い合わせ かつらぎ町役場 産業観光課 商工観光係（内線2103）



## 令和4年4月1日から18歳で大人に！

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。さまざまな契約が一人でできるようになりましたが、責任も生じます。特に気を付けてほしい消費者トラブルをまとめましたので、被害にあわないよう気をつけてください。

副業・情報商材や  
マルチなどの  
**もうけ話**  
トラブル

エステや  
美容医療などの  
**美容関連**  
トラブル

健康食品や  
化粧品などの  
**定期購入**  
トラブル

誇大な広告や知り合った  
相手からの勧誘などの  
**SNSきっかけ**  
トラブル

デート商法などの  
**異性・恋愛関連**  
トラブル

18歳・19歳の皆さんに  
気を付けてほしい  
**消費者トラブル**

出会い系サイトや  
マッチングアプリの  
**出会い系**トラブル

就活商法やオーディ  
ション商法などの  
**仕事関連**  
トラブル

賃貸住宅や  
電力の契約などの  
**新生活関連**  
トラブル

スマホやネット  
回線などの  
**通信契約**  
トラブル

消費者金融からの借り入れや  
クレジットカードなどの  
**借金・クレカ**  
トラブル



軽い気持ちで契約しない！うまい話に飛びつかない！  
ネットの情報に流されない！借金をしてまで契約しない！  
契約をせかす者は相手にしない！

**きっぱり断ることも勇気！**